

## 補助金交付申請に当たっての留意事項

## 1 補助金交付申請書の作成

- ・ 記載例を参照し、記入漏れのないようにすること。
- ・ 申請書提出の際は、交付申請提出書類等チェックリストによる確認を行い、提出書類及び補助要件の確認に漏れのないようにすること。なお、確認を行ったチェックリストについても提出すること。

## 2 補助対象法人

- ・ 補助対象法人は、都内の中小規模の社会福祉法人すなわち、平成27年度決算において、事業活動計算書におけるサービス活動収益が10億円未満及び貸借対照表における負債の部が20億円未満の社会福祉法人とする。
- ・ サービス活動収益は、法人全体の事業活動計算書（社会福祉法人会計基準における第2号の1様式）のサービス活動収益計の決算数値を基準とする。
- ・ 負債は、法人全体の貸借対照表（同第3号の1様式）の負債の部合計の決算数値を基準とする。
- ・ 記載例に添付した事業活動計算書及び貸借対照表様式例を参照すること。

## 3 補助対象となる改善の取組

- ・ 補助対象は、経営管理の改善を図る取組とする。
- ・ 経理事務、決算事務、計算書類の作成事務等の日常業務や、経営管理の改善を目的としない規程整備等は、補助対象とならない。

## 4 専門家による支援の開始時期等

- ・ 本事業の補助対象とする専門家による支援は、平成28年9月1日（交付要綱決定日）以降、新たに契約を締結して、支援を受けるもののみとする。
- ・ 平成28年8月末までに専門家による支援を開始している場合又は取組が終了している場合は補助対象とならない。
- ・ 顧問契約等を締結している専門家については、9月以降、新たに契約を締結（又は契約内容を追加）して、補助対象となる改善の取組を実施するための支援を依頼する場合のみ補助対象とする。この場合、補助金交付申請の際には見積書等に、実績報告の際には契約書（又は契約内容の追加を確認できる書類）の写しに、9月以降、新たに契約を締結（又は契約内容を追加）して、補助対象となる改善の取組を実施するために依頼する支援であることを明示した上で提出すること。

## 5 事業完了の時期

- ・ 本事業は、平成28年度中に改善の取組が完了し、遅くとも平成29年3月31日までに実績報告書を提出する必要がある。
- ・ 平成29年4月1日以降に改善が図られる場合は、補助対象とならない。

## 6 補助対象経費

- ・ 本事業は、専門家による支援を受けて経営管理の改善を図るものであり、補助対象経費は、原則として、専門家による確認・助言を受けるために必要な経費とする。
- ・ 専門家の助言に基づく経営管理改善の取組に経費が発生する場合には、交付要綱別表に記載された経費も補助対象となる。
- ・ この場合、今回の補助金交付申請時ではないが、実績報告の際に、「経営管理改善支援報告書（実施要綱別紙1）」に記載された専門家の助言に基づいて、「経営管理改善計画書（実施要綱別紙2）」に経営管理改善の取組に補助対象となる経費が必要であることが明示されていること、また、「支出額内訳書（交付要綱別紙3）」に専門家の助言と合致する使途が記載されていることが必要である。

## 7 補助額の上限と補助対象経費の額

- ・ 補助額の上限は46万円とする。専門家からの支援に要する経費が46万円を超える場合、補助金は46万円交付され、残額は法人の自己負担となる。  
なお、交付申請に当たっては、補助金交付申請額（上限46万円）に加えて、補助対象経費（事業に要した経費のうち、交付要綱別表記載の経費の総額）及び総事業費（補助対象としない経費を含む事業に要した全ての経費）の予定額を記載すること。

### 【補助対象とならない例】

- ① 社会福祉法改正に対応するための定款変更や社会福祉充実計画の策定について専門家に依頼したい。  
→ 法律により実施が義務付けられている事務であり、補助対象とならない。
- ② 労働関係法令の改正内容を就業規則に盛り込むことについて、専門家に依頼したい。  
→ 法律により実施が義務付けられている事務であり、補助対象とならない。  
就業規則の改正は、例えば、雇用管理の適性化を図るため人事・給与・研修体制等について専門家による確認を受けた結果、就業規則の改正が必要との助言を受け、改善を図る取組として行った場合には、補助対象となる。
- ③ 経理担当が使用しているパソコンが老朽化したので、新たにパソコンを購入したい。  
→ 老朽化を理由とした備品の購入は、経営管理の改善に当たらないため、補助対象とならない。
- ④ 指導検査で指摘を受けた事項の改善を専門家に依頼したい。  
→ 指導検査で指摘を受けた事項の改善は、法人運営を行う上で遵守すべき基準に適合させるために行うものであり、経営管理の改善に当たらないため、補助対象とならない。

- ⑤ 職員の利用者支援スキル向上のため、専門家に依頼して、研修を実施したい。
- サービスの質の向上を直接の目的とした研修は、人材育成に関する事項ではあるが、実施要綱3（2）イ「雇用管理の適正化を図るための人事・給与・研修体制の構築」に当たるものではないため、このような研修経費は補助対象とならない。
- ⑥ 防犯カメラの設置など安全対策について専門家に依頼したい。
- 安全対策は重要事項であるが、本事業の対象は、実施要綱3に掲げる法人の経営管理の改善を図る取組であるため、本事業の補助対象とはならない。
- ⑦ 財務や会計についての研修を公認会計士に依頼したい。
- 既存の体制での研修開催は補助対象とならない。ただし、専門家による確認を受け、経営管理の改善を図る取組（決算業務の新たな分掌体制の構築等）を行った上で、当該取組の実効性を高めるために役職員への研修の開催が必要と助言を受けた場合には、補助対象となる。